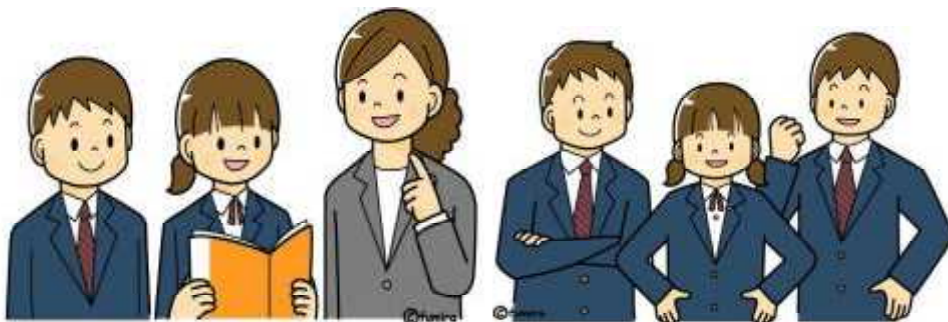




# いじめ防止基本方針

～他人(ひと)に思いやりを 自分に誇りを～



## 多賀町立多賀中学校

## ◆ はじめに

学校教育において、「いじめ」は子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害であるだけでなく、ややもすると子どもの生命までも絶たせるなど、絶対に許してはいけない行為であります。

とりわけ、近年の情報技術の発展により、パソコンやスマートフォンを活用してのインターネットへの動画の投稿だけでなく、「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）」を活用した誹謗中傷等が大きな話題になり、「いじめ」はますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、わたしたちは社会全体で「いじめ」を許さず、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを行わなければなりません。そこで、すべての教職員が「いじめ」という行為や「いじめ」問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長を先頭にして組織的に「いじめ」問題に取り組むことが求められています。

このため、本校では、平成19年6月に、生徒一人ひとりが安心して楽しい学校生活を送れるように、『いじめ撲滅宣言』を制定しましたが、社会においてはその後も続く「いじめ」事象や自死行為などにより、平成25年9月28日には「いじめ防止対策推進法」が施行され、県教育委員会が作成し追加・修正した「ストップ！いじめアクションプラン」をもとに、「いじめ」の早期発見の手だてや「いじめ」が起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応について基本的な認識や考え方を加え、「いじめ」問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成しました。

完成時には、教職員一人ひとりがじっくりと熟読するとともに、校内研修を重ねるなど積極的な活用を図ることにより、全校生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものと考えています。

平成26年1月  
多賀町立多賀中学校  
校長 井上 尚 世

# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1部 教職員マニュアル                    | 4  |
| Ⅰ いじめ防止のための学校の基本的な考え方           | 4  |
| 1 いじめとは                         | 4  |
| 2 いじめの基本認識                      | 5  |
| 3 いじめの対応の基本                     | 5  |
| Ⅱ 未然防止の環境づくり                    | 6  |
| 1 一人ひとりが大切にされる、いじめのない学級づくりを進める！ | 6  |
| 2 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実        | 7  |
| 3 地域との連携                        | 8  |
| Ⅲ いじめ防止、早期発見に関する取組              | 9  |
| 1 教職員のいじめに気づく力を高めるために           | 9  |
| 2 いじめが見えにくいのは                   | 9  |
| 3 早期発見の手だて                      | 10 |
| 4 相談しやすい環境づくりには                 | 10 |
| Ⅳ いじめへの対処に関する取組（早期対応）           | 11 |
| 1 【いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応！】 | 11 |
| 2 【いじめにあった生徒を守りきる！】             | 11 |
| 3 【事実確認と情報の共有】                  | 12 |
| 4 【いじめが発生した場合の対応＜その1＞】          | 12 |
| 【いじめが発生した場合の対応＜その2＞】            | 13 |
| 5 【継続した指導】                      | 14 |
| 6 【迅速に対応するためには】                 | 14 |
| Ⅴ ネット上の「いじめ」への対応                | 15 |
| 1 ネット上のいじめとは                    | 15 |
| 2 未然防止には                        | 16 |
| 3 早期発見・早期対応                     | 18 |
| Ⅵ 重大事態への対応                      | 19 |
| 1 いじめ対応の一般原則                    | 19 |
| 2 いじめ実態調査                       | 19 |
| 3 いじめ実態調査の情報提供義務                | 20 |
| 4 危機管理体制の見直し                    | 20 |
| Ⅶ 生徒たちができる行動                    | 21 |
| 1 いじめのない学校・学級づくりを進める            | 21 |
| 2 積極的な学級活動・生徒会活動に取り組む           | 21 |
| 3 生徒自らが考え、行動に移す                 | 22 |
| Ⅷ 保護者ができる行動                     | 23 |
| 1 自分の子どもの声をじっくり聴く               | 23 |
| 2 自分の子を見守り、理解し、支える              | 23 |
| 3 善悪の判断をつけさせる                   | 23 |
| 4 子ども達に体験をさせよう                  | 23 |
| 5 規則正しい生活習慣づくりを                 | 24 |
| 6 学校と共に協力して解決にあたる               | 24 |
| 7 地域で子育てを支える                    | 24 |

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| IX  | 地域でできる行動                | 25 |
| 1   | コミュニティを形成し、多くの目で子どもを見守る | 25 |
| 2   | 地域行事に子どもを参加させる          | 25 |
| 3   | 子どもを支えることができる地域づくり      | 25 |
| 4   | 学校との緊密な連携を図る            | 25 |
| 第2部 | いじめ問題への対応体制組織           | 26 |
| I   | いじめ対策委員会の設置             | 26 |
| 1   | いじめ対策委員会の役割             | 26 |
| 2   | 対策委員会構成メンバー等            | 26 |
| 3   | 組織                      | 26 |
| II  | いじめ防止指導計画               | 27 |
|     | いじめの年間指導計画              | 27 |
| III | いじめ発生時の組織的対応の流れ         | 28 |
| IV  | 教育委員会・警察・地域等の関係機関との連携   | 29 |
| 1   | 教育委員会との連携について           | 29 |
| 2   | 出席停止・転学等措置について          | 29 |
| 3   | 警察との連携について              | 29 |
| 4   | 地域等の関係機関との連携            | 30 |
| V   | 教職員の研修の充実               | 31 |

資料

# 第1部 教職員マニュアル

## I いじめ防止のための学校の基本的な考え方

「いじめ」は、人として決して「許されない行為」、「卑怯な行為」です。しかし、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ことが肝要です。そのためには、学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を、関係機関と連携して一過性ではなく、継続して見守ることが大切です。また、「いじめ」に関する研修により未然防止につとめるとともに、早期発見、早期対応につとめなければなりません。

### 1 いじめとは

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（『いじめ防止対策推進法』第2条）

※ 起こった場所は、学校の内外を問いません。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることはなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

#### 【いじめの構造】

「いじめ」とは、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しません。森田洋司氏によると、周りではやしたてたりおもしろがったりする存在（観衆）と、周囲で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するとされています。

「いじめ」は、この四層構造における子どもの関係性に注目して対応することが肝心と言われています。また、生徒間には、さまざまな人間関係がありますから、「いじめ」が同時発生する場合があります。

- ① いじめられた側からみれば観衆や傍観者も含め周りの者すべてが加害者となる場合があります。
- ② 傍観者や観衆も「いじめ」があることを苦にしながらも、なかなか仲裁したり、訴えたりすることが難しい状況におかれていることも考えられ、加害者以外は全て被害者と見る考えもあります。
- ③ 「自分には関係がないこと」と考える生徒が増えていることも大きな問題です。
- ④ 傍観者は、この構造の中では最も多い人数であるから、この仲裁者の育成が「いじめ」指導には重要です。



（いじめの四層構造）  
※仲裁者：傍観者の中からいじめを抑制する存在

## 【いじめの特徴】

- (1) 「いじめ」はもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。
- (2) 「いじめ」はお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」です。
- (3) 「いじめ」は第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与えます。

## 2 いじめの基本認識

「いじめ」問題に取り組むにあたっては、「いじめ」問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめ」が認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。「いじめ」には、様々な特質がありますが、以下の点について押さえておくべきです。

- ① 「いじめ」は重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題なので、絶対に許されるものではないという強い姿勢を持つ。
- ② 「いじめ」はどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであるという危機意識を持つ。
- ③ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」はいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」は家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ 「いじめ」は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たして、一体となって取り組むべき問題である。

## 【生徒指導の「さしすせそ」】

- 「さ」：最悪の事態を想定して  
「し」：慎重に（複数で）  
「す」：すばやく  
「せ」：誠意をもって  
「そ」：組織的な対応を

## 3 いじめの対応の基本

「いじめ」の被害者は非常に辛い思いをしています。「それぐらい大丈夫」ではなく、「つらかったね」「気づかなくてごめんね」「よく相談してくれたね」と言ったメッセージを送り、子どもの声にじっくりと声を傾けることが重要です。

- ① いじめられた側の立場に立って、生徒の「つらさ」を共感的に受け止める。
- ② 生徒の普段の言動からSOSを読み取る。
- ③ 迅速かつ組織的に対応する。
- ④ 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。
- ⑤ 生徒のエンパワーメント（生徒が持っている本来の力を引き出すこと）の視点が大切である。

※「子ども目線」での対応：① 子どもを一つの人格として尊重する  
（大人目線でなく）② 子どもの置かれている状況やつらい気持ちを理解する  
③ 子どもの思いにしっかり耳を傾ける

## II 未然防止の環境づくり

「いじめ」問題において、『いじめ対策委員会を設置』し、

- ① 「いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを、生徒、保護者、地域に宣言し、「いじめが起こらない学級・学校づくり」や、未然防止に取り組みます。
- ② 中核となる組織として『いじめ対策委員会を常設』し、学校における未然防止、早期発見、早期対応のための取り組みの計画・実践・検証等を行います。

学校における「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるなど、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。

### 1 一人ひとりが大切にされる、いじめのない学級づくりを進める！

主体的な活動を通して、生徒自らが自分を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切です。

生徒たちは、周りの環境によって大きく影響を受けます。教職員は、生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えての学級経営を行うことが、生徒に自己存在感や充実感を与えることとなります。

#### 【いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す】

- ・生徒、保護者、地域の人々に宣言します。
- ・「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底します。

#### 【わかる授業、魅力ある授業】

- ・授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。
- ・授業や様々な活動を通じて、積極的に発言する場を与えます。
- ・道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育みます。
- ・「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間指導計画をたてます。
- ・いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本として、人権教育の充実に努めます。

#### 【自主的活動】

- ・生徒が「いじめをしない・させない学校づくり」を生徒会・学級活動等の中で自主的に取り組むように支援します。

#### 【自尊感情を高める】

授業をはじめとし、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが大切です。「こんなに認めてもらった」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させます。また、教職員の生徒たちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちは大きく成長します。

#### 【人権教育の充実】

「いじめ」は、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されることではありません」。このことを生徒たちに理解させ、また、生徒たちが痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

### 【道徳教育の充実】

「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮している。「いじめ」問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものです。「いじめ」をしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。

生徒は、道徳の授業での教材でところが揺さぶられたり、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を反省して、いじめの抑制につながると思われます。道徳の授業では、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

## 2 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実

### 【職員の活動】

- ・「いじめに特化した職員研修会」でロールプレイやグループワークなど、生徒や保護者の思いや気持ちを十分に理解する研修を積み上げます。
- ・「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を行います。
- ・生徒の行動の背景の読み取り（アセスメント）、専門家に的確につなぐための手だて（プランニング）の研修を開催します。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係部局や機関の連携がいつでもとれるように、平素より連絡を密にします。
- ・人間的魅力や指導力を身につけるよう、常に教員が共に学ぶ機会を積極的に作ります。
- ・「我が校のストップいじめアクションプラン」を分かり易くして発信します。
- ・学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているか検証します。

### ◎ 中学生に自信を持たせる『とっておきの言葉』

- 「大切なあなただからこそ、こうして話をするんだ。」
- 「あなたには可能性がある。大事にしましょ。」
- 「約束だよ。信じているから。」
- 「可能性という自分自身の扉を開けよう。」
- 「幸せになってほしいからだよ。」
- 「あなたが必要なんだ。」
- 「そうか。〇〇ができたのか。すごく、うれしいわ。」

### ◎ 中学生の心に残ることば

- 「そうか、それは良いところに気がついたね。」
- 「あのときの態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そうか。〇〇ができたのか。すごく、うれしいわ。」

### 【見られている教職員の態度】

生徒は、教職員の行動をじっくりと見ています。教職員の何気ない言動や態度が生徒を傷つけ、結果として「いじめ」を助長するケースがあります。信頼される立場であることを自覚し行動する必要があります。

### 【心の通い合う職場】

校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

## 3 地域との連携

P T Aの各種会議や保護者会等において、「いじめ」の実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定します。また、「いじめ」のもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校通信・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

### 【青少年の育成のために】

- ・あいさつ運動、声かけ運動、見回り活動等、地域における働きかけを行う。

### 【いじめに関する研修会】

・保護者、地域の方に対し、「いじめに関する研修会」を開催し、「いじめ」を防止することの重要性など、「いじめ」問題に対する理解を深めていただいたり、P T A活動の場や学校評議員の会の場を活用するなど、「いじめ」問題に対する協議のための取組を進める。

### Ⅲ いじめ防止、早期発見に関する取組

「いじめ」は、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。「いじめ」は、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さない感覚や能力を向上させることが必要でなります。

また、生徒たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが必要です。

#### 1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

##### 【生徒たちの立場に立つ】

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行います。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切です。

##### 【生徒たちを共感的に理解する】

集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが大切です。

##### 【生徒たちとの信頼関係づくり】

悩みを気軽に相談できるよう、教師は自己開示しながら、日頃から生徒との信頼関係づくりに努めます。また、些細な変化を見逃さないように、登校時、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど生徒とのふれあいに努めます。

##### 【生徒たちと向き合う時間を増やす】

校務分掌を整理するなど工夫して、教職員が子どもと向き合う時間を増やす。

##### 【いじめ点検】

「いじめ」が見過ごされないよう、学期ごとに1回は実施する。また、保護者や地域の方からの意見や状況を知るための調査を行います。

教職員自身によるいじめ点検を定期的に行い、「いじめ」が心配される状況がないかの確認を行います。

#### 2 いじめが見えにくいのは

○「いじめ」は大人の見えないところで行われています

「いじめ」は大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われます。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われます。＜時間と場所＞

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われる形態があります。《カモフラージュ》

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配かけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、

③訴えても親は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

○ネット上で「いじめ」にあっている兆候は学校では殆ど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、「いじめ」にあっている可能性があります。「いじめ」が疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼します。

### 3 早期発見の手だて

- 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～
- 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～
- 生活ノート（デイリーライフ）の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
- 教育相談（学校カウンセリング、スクールソーシャルワーカー）
- 「いじめ」実態調査アンケートの実施

### 4 相談しやすい環境づくりには

生徒たちが、教職員や保護者へ「いじめ」について相談することは、非常に勇気のいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、「いじめ」の対象になったり、さらに「いじめ」が助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応の仕方によっては、教職員への不信感を生み、その後は情報が入らず、「いじめ」が潜在化する可能性があります。

- ① 本人からの訴えには
  - ・ 心身の安全を保証する。      ・ 事実関係や気持ちを傾聴する。
- ② 周りの生徒からの訴えには
  - ・ 訴えを真摯に受けとめる。      ・ 勇気ある行動を称え、情報の発信元を明かさない。
- ③ 保護者からの訴えには
  - ・ 「いじめ」に気づかれたら連絡をしてもらう。
  - ・ 日頃から家庭との連絡を取っておく。
  - ・ 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てを否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

## Ⅳ いじめへの対処に関する取組(早期対応)

「いじめ」の兆候を発見した時には、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年および学校全体で組織的に対応することが重要です。また、「いじめ」の再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

### 1 【いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応！】

- ①「いじめ」を発見した者や訴えを聞いた者は、直ちに学年主任、生徒指導主事および管理職に報告します。
- ②学校長の指揮のもとに、速やかにいじめ対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するか役割分担します。
- ③事実確認は個別に行い、内容の照合を行う。長時間の聞き取りは行わない。
- ④速やかに事実関係の集約を行い、短期・中期・長期別の対応策を立てます。
- ⑤対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当生徒に説明し、理解と協力を求めます。
- ⑥教育委員会に適切に報告を行います。
- ⑦関係機関や地域の協力も得ながら、いじめの解消に向けた具体的な道筋をたてます。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは警察と連携します。

### 2 【いじめにあった生徒を守りきる！】

- ①いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う必要があります。
- ②状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制をとります。
- ③まずは、十分に話を聴き、「絶対に守りきること」を約束して安心感を与えます。
- ④解決に向けて、本人および保護者に具体的なプランを示して協力を得ます。
- ⑤「いじめられた子にも原因がある」といった対応はしない。
- ⑥状況に応じて、スクールカウンセラーなど専門家と連携した対応を行います。
- ⑦いじめを行った生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた生徒が安心して学習できる環境づくりに努めます。
- ⑧いじめを受けた生徒が緊張して教室に戻れない場合には、学習の保障を行います。
- ⑨いじめ解消後も注意深く見守り、安心感を持たせながら継続的な支援を行います。
- ⑩必要に応じて出席停止等の措置を検討します。

### 3 【事実確認と情報の共有】

- ① いじめの事実確認は、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている生徒から聴きとるだけでなく、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳細に情報を得て、正確に把握します。なお、保護者に対しては複数の教員で丁寧な対応を行います。
- ② 複数教員で対応して短時間で正確な事実関係を把握し、管理職の指示の下に教職員間の連携と情報の共有を行います。
- 把握すべき事項（※個人情報の取り扱い注意！）
- ◇ 誰が誰をいじめているのか？…………… [加害者と被害者の確認]
  - ◇ いつ、どこで発生したのか？…………… [時間と場所の確認]
  - ◇ どのような内容でどのような被害なのか？…………… [内容]
  - ◇ いじめのきっかけは何か？…………… [背景と要因]
  - ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？…………… [期間]

### 4 【いじめが発生した場合の対応＜その1＞】

□ いじめられた生徒に対して

生徒には

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 解決できる希望を伝える。
- ・ 自信を持たせるなど自尊感情を高める言葉がけを行う。

保護者には

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者としてのつらい気落ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・ 家庭との連携の中で、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談にのる。

不信感を募らせた言葉

- × お子さんにも悪いところがあるようです。
- × 家庭での甘やかしが問題です。
- × クラスにはいじめはありません。
- × どこかに相談に行かれたらどうですか。

## 【いじめが発生した場合の対応＜その2＞】

### □いじめた生徒に対して

生徒には

- ・いじめた気持ちや状況について時間、場所、内容、理由、人数、背景なども併せて正確な事実確認をじっくり行う。
- ・中立的、受容的に対応し、しっかりと耳を傾ける姿勢で話を聞く。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめ」が人として決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させ、心からの謝罪が行えるように導く。
- ・「いじめ」の言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど専門家と連携した対応を行う。
- ・償いの気持ちが行動に出せるよう支援し、再発防止に努める。

保護者には

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼するなど、理解を求め、徹底した指導・支援を行う。
- ・生徒の変容を図るために、今後の対応の仕方等について一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・いじめ解消後も継続した状況把握をすることを伝える。

連携不足だと

- ×相手にいじめられる理由があるのだろう。
- ×学校がきっちりと指導しておけば、こんなことが…………。
- ×ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

### □周りの生徒たちに対して

- ・安心できる環境の中でしっかりと話を聞く。
- ・日頃から声かけを行い、生徒が相談しやすい信頼関係づくりにつとめる。
- ・見て見ぬ振りをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、「いじめ」を容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめをなくす行動がとれるように指導する。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやしたて行為、見て見ぬふり行為も、いじめを肯定していることであることを理解させる。
- ・「いじめ」を訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・「いじめ」に関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに「いじめ」について話し合い、自分たちの問題として捉えさせる。
- ・学級会等を開き、学級としてどうすべきなのかなど、しっかりと考える機会をつくる。
- ・「学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発の防止に努める」について話し合う機会を設定する。

### □保護者会には

- ・いじめ対策委員会の判断のもと、状況に応じて学級・学年・全校単位での保護者会の開催を検討し、開催する場合には、「いじめ」の事実と学校の対応（思いや姿勢）、取組について説明し、理解と協力を求める。

### □地域との連携には

- ・地域や関係機関への説明・協力依頼を行う。その際は、個人情報の保護には十分に配慮する。
- ・それぞれの家庭で生徒が安全に生活しているかどうか、民生委員・児童委員や福祉機関とも連携し情報を共有する。

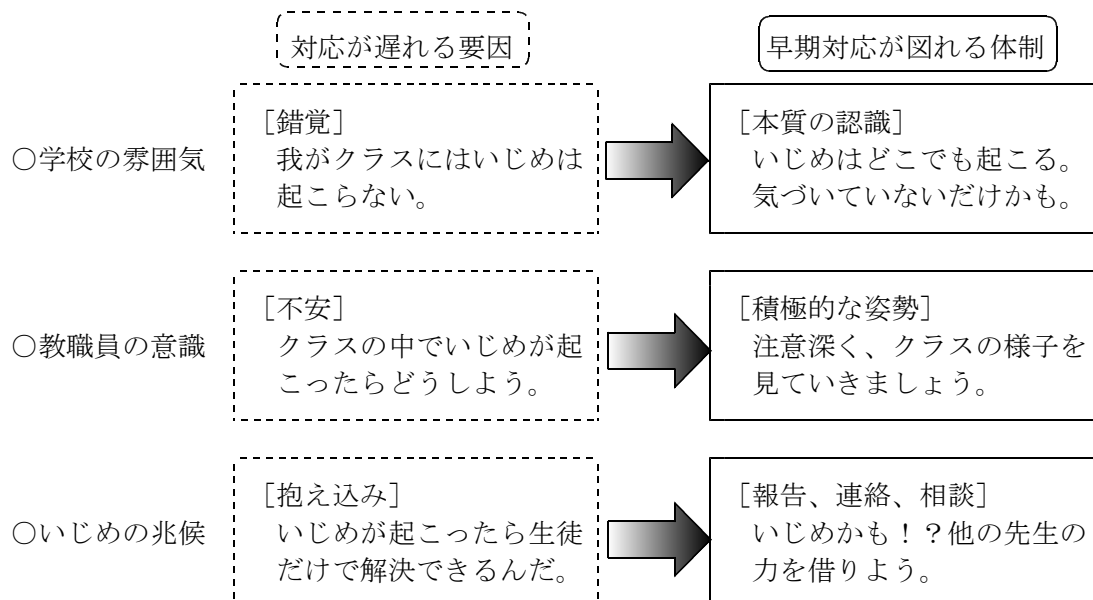
## 5【継続した指導】

- ・「いじめ」が解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行います。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりしながら肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめた生徒、いじめられた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアを続けていきます。
- ・「いじめ」の発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学年・学校づくりへの取り組みを強化します。

## 6【迅速に対応するためには】

迅速な対応が遅れないように、考え方の転換を図りましょう。

考え方の転換をしよう



## V ネット上の「いじめ」への対応

インターネットは、その特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めなければなりません。

未然防止には、生徒たちが家庭で活用するパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組が有効であり、また大切であります。早期発見には、メールを受けての表情の変化や携帯電話等の使用に関する変化など、「いじめ」を受けている生徒が発するサインを見逃さないように、常に保護者との連携が必要です。

ネットを使用しての「いじめ」が発覚すれば、早急に書き込みや画像の削除等、迅速な対応を取ることが必要となります。また、人権侵害や犯罪、法律違反などもあり、場合によっては警察等の専門的機関との連携が必要となってきます。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等の内容や誤解を生むような写真等をインターネット上の掲示板に掲載したり、メールを送付したりするなどして「いじめ」を行うもの。

保護者と共に考えること

……生徒が事件に巻き込まれた事例だけでなく、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどをどのように活用しているのか調査することが必要です。

### ■ トラブル事例

<事例>

- ☐ メールでのいじめ
- ☐ ブログでのいじめ
- ☐ チェーンメールでのいじめ
- ☐ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

◇ペンネームやハンドルネームなどで、自分は誰だとは分からないから、何を書いても分からないということと、相手の顔が直接見えないことから、安易に誹謗中傷した内容が書き込まれ、被害者にとっては周りのみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが強い。

#### ■ SNSから生じたいじめ

A君が複数数人に限定したSNSサイトに安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◇掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誤解を生んだり、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。  
◇スマートフォンで撮影された写真を安易に掲載した場合、写真に付加されたGPS機能により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流用する危険性がある。

#### ■ 動画共有サイトでのいじめ

C君は、クラスの数人からプロレス技をかけられ、下着をおろされました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。その後、過激な画像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◇一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者が閲覧したりアクセスされたりする危険性がある。

## 2 未然防止には

- ◇ 学校での情報モラルや校則遵守には限界があります。家庭での指導が不可欠であることから、保護者と綿密に連携、協力して指導を行います。

### 回 PTA総会や保護者会で伝えること

#### □未然防止の観点では

- ・生徒が家庭で使っているパソコンや携帯電話等を、第一義的に管理するのは家庭である。
- ・使用方法（メールは保護者が見ても可、居間で携帯を管理、フィルタリング 等）など家庭においてのルールを作ることと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルにつながる」と、「正確な情報ばかりでない」ということ、また「知らない間に個人情報が流出する」といったトラブルが起きていることを認識する。
- ・ネット上のいじめは、他に発生する「いじめ」よりも深刻な状況になることを認識する。

#### □早期発見するには

- ・家庭では、生徒がメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれたかどうかを躊躇なく問いかけ、メール等を確認の後、即座に学校へ相談をする。

### 回 教職員として

- ①携帯電話・スマートフォンは、学校生活には必要のないもので、学校に持ち込むことは原則禁止である。
- ②生徒に対して情報モラルの指導を行う。
- ③SNSの普及により誹謗中傷や仲間外し等、様々な問題が発生している実態を把握する。
- ④「いじめ」は人権侵害や犯罪であることを理解させ、絶対させないように指導の徹底を図る。
- ⑤フィルタリングサービスの利用の徹底などで危険性から身を守るように啓発する。

### 回 情報モラルに関して生徒に理解させること

※ バーチャルにより陥りやすい危険性について指導する。

〔インターネットの特殊性〕

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広がる。
- ・匿名で書き込みしても、特定できる。
- ・違法な情報や有害情報が容易に見られる。
- ・情報は正確でないものも多く、本当だとごまかされてしまう。
- ・書き込みが原因で、トラブルを招き犯罪につながるだけでなく、生死にかかわるケースがある。
- ・一度、掲載された情報は回収できない。

〔生徒の心理〕

- ・匿名で書き込むと自分だと分らない。
- ・誰にも気づかれない。
- ・友達がやっているのなら。
- ・動画共有サイトで目立ちたい。

## 回 被害の相談を受けた時には

- 事実を残す
  - ・書き込み内容を保存しておく。
  - ・他人のアドレスを使って誹謗中傷する「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には十分留意する。
- 関係機関との連携・被害の拡大防止
  - ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護に相談する。

## 回 生徒として

- 情報の発信
  - ・相手の気持ちを十分に考えたものとし、その内容には責任を持つ。
  - ・誹謗中傷や犯罪行為予告のような書き込みは重大な人権侵害や犯罪行為であるため、絶対にしない。
  - ・勝手に撮影したり、他人が写っている画像等を、本人や親権者の許可を得ずに配信しない。

- 犯罪行為
  - ◇ 悪質な書き込みは犯罪行為  
(犯罪になる可能性のある事例)
    - ・名誉毀損罪（刑法 230 条）：他人のプロフを勝手に作成し、本人が希望しない内容や、事実と反することの書き込み等
    - ・侮辱罪（刑法 231 条）：「あほ」「ばか」等の書き込み
    - ・脅迫罪（刑法 222 条）：「殺す」「家に火をつける」等の書き込み
    - ・威力業務妨害（刑法 234 条）：「学校に火をつける」等の書き込み
  - ◇ 写真や動画の悪質な配信は犯罪行為  
(犯罪になる可能性のある事例)
    - ・児童ポルノ法違反（児童ポルノ法 7 条）  
：下半身を撮影したりその動画や画像を撮影を配信する等

## 回 保護者として

- 携帯電話・スマートフォンは必要か
  - ① 学校生活に直接必要でないものであることを子どもとともに検討する。
  - ② フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーを決定して、保護者の責任で管理する。
  - ③ 子どもたちが様々な問題に巻き込まれ、被害者にも加害者にもなっている現実がある。「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の弊害が生じている。
  - ④ 子どもの様子に異常があった場合は、躊躇せずに学校に相談する。深刻な場合は、警察や関係機関に相談する。
  - ⑤ 家族で携帯電話・スマートフォンの使用のルールと「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」について話し合う。

### 3 早期発見・早期対応

#### □ 警察等の関係機関対応

- ・個人情報の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応を保護者や生徒に助言し、協力して取り組む。
- ・学校や保護者だけでは解決が困難な場合が多く、警察等の専門機関との連携を取っておく必要があります。
- ・ネットパトロールを警察や関係機関が行っている。

＜参考＞滋賀県警察本部生活安全部生活環境課（サイバー犯罪対策室）

電話番号：077-522-1231 FAX番号：077-522-1231

メールアドレス：spc110@police.pref.shiga.jp

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- 匿名で書き込みがされても、最終的には書き込んだ者が分かるようになっている。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪であり、警察に検挙される場合がある。

#### □ チェーンメール対応

- ・送付されてくることは架空の話で、人に送付しなかったら不幸になったり、危害を加えられたりすることはないことを知らせる。
- ・受け取った生徒は迷惑で、送った生徒との間で人間関係を損なうので絶対に送付をしないこと。「ネット上の加害者」となってしまう。

＜参考＞

総務省 安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/enduser/security02/05.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/security02/05.html)

※ 情報機器等の進歩により新たな「いじめ」が発生する可能性がありますから、常に上のサイトなどで新しい情報を確認しておく必要があります。

## VI 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。「児童生徒が自殺を企画した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「精神性の疾患を発症した場合」が考えられる。同法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の不登校の定義にしたがい、年間30日を目安にしている。但し、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを充分把握する必要がある。

### 1 いじめ対応の一般原則

#### (1) 学校側の一般的注意義務

いじめ対応では、「学校の負う注意義務のレベルは、基本的に親権者の保護義務と同等」である。

#### (2) 「いじめ」の本質を理解する義務

教職員は、『いじめ』の本質、特徴などについて学習・理解し、それを教育実践や『いじめ』の防止に生かす義務がある。

#### (3) 動静把握義務

教師は、児童・生徒の「生活実態をきめ細かく観察し、常にその動向を把握することに努める義務」がある。

#### (4) 実態調査義務・「いじめ」の全容解明努力義務

いじめがあると認知した場合、学校は「いじめの全容につき、その実態を調査する義務」がある。

#### (5) 「いじめ」防止措置義務

学校側のいじめ防止措置としては、児童・生徒への指導・説諭、出席停止措置、学校指定の変更、警察への援助要請、児童相談所や家庭裁判所への通知などを行う必要がある。

#### (6) 保護者に対する報告義務、保護者との協議義務

教師は、保護者に「すみやかに通知し報告する義務」および「保護者と協議する義務」がある。

### 2 いじめ実態調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項に示されているように「重大な被害やいじめを原因とする不登校が生じた場合、学校の設置者または学校は、重大事態への対処や同種の事態の予防を目的とした組織を編成し、事実関係を明確にするため調査を実施しなければならない」。

こうした、危機的状況での「組織対応」については、

①的確な情報収集

②基本的な緊急対応（いじめ問題対策委員会の開催）

③調査による実態把握

④解決に向けた指導・援助

⑤継続指導・経過観察

⑥再発防止（いじめをなくすための工夫）

※ 学校や教育委員会だけでなく、町長による調査を実施することが想定される。調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考えて、重複した調査とならないようにする。そのため、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を平行して行われる調査で実施する等が考えられる。

### 3 いじめ実態調査の情報提供義務

いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、「いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること」となっている。教育配慮を理由に教育委員会や学校が開示をしなければ隠蔽工作だという批判を受けることになる。

但し、同条3項に見られるように、情報提供に関しては、学校の設置者が「必要な指導及び支援を行う」ため、当該学校の自己判断によって、調査結果を提供するものではない。

### 4 重大事態の報告義務

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合、「速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事例の解決にあたる」。学校が地教委に報告し、地教委が学校を指導する。また、重大事態の発生時には、知事や町長に対して報告しなければならない。

町長は、附属機関を設置し、再調査を行うことができる。町長は、弁護士・大学教員・医療従事者などの有識者から構成される調査委員会を編成し、再調査を行うことができる。

### 5 危機管理体制の見直し

有事時に活用することになる、実態把握可能な調査票の作成、調査結果のレポート書式の確定、地教委の指導・助言・援助記録の書式の確定、いじめ被害生徒側への情報提供制度の確立、民事および刑事訴訟対策などを進める必要がある。

## VII 生徒たちができる行動

「いじめ」は絶対に許されるものではありません。いじめ解決のために生徒全員で取り組んでいきます。

### 1 いじめのない学校・学級づくりを進める

- ① いつも気持ち良い挨拶を交わす。
- ② 相手を傷つける言葉を言わず、正しい適切な言葉遣いをする。
- ③ 勉強や部活等、様々なことに一生懸命取り組み、自分に自信を持つ。
- ④ 自分が言われて嫌なことはしない。(例えば、人の失敗を笑うとか、悪口を言うなど。)
- ⑤ 暴力、恐喝は言うに及ばず、無視したり嫌がらせをしない。
- ⑥ 日頃から欠点を責めず、お互いの良いところを見るようにする。
- ⑦ 嫌なことは、「イヤ」とはっきり伝える。言えない時は、一人で抱え込まないで他の人に相談する。
- ⑧ 人間の弱さを知り、助け合うことの重要性を知る。

### 2 積極的な学級活動・生徒会活動に取り組む

- ① 学級の約束作成、一日一善など、自ら取り組むことで、「いじめ」を自分のこととしてとらえる。
- ② 正しいことがしっかりと話せる、行動できる集団とする。うわさに振り回されたり、うわさを広げたりしない。
- ③ 生徒会で「いじめ」撲滅活動を行う。2007年6月に策定した「いじめ撲滅宣言」を確認する。
- ④ 生徒会や行事等のイベントを通して、学級・学年の仲間としての一体感をつくる。
- ⑤ 縦割り活動やピアサポートなど生徒同士で悩みの相談ができるよう取り組む。
- ⑥ みんなで決めたことは、みんなで守る。
- ⑦ 学校に誇りを持ち、学校を良くする提案をする。
- ⑧ 年齢の違う人や地域の人などと一緒に活動したり、体験する機会を増やす。

### 3 生徒自らが考え、行動に移す

☐ いじめられている人

- ① いじめられたり、心配なことがあった場合には周りの大人（先生や保護者）に相談する。
- ② 大人に相談できない時は、友人に話す。
- ③ 誰にも相談出来ない時は、いじめ相談電話を利用する。

<参考>

- ・いじめ問題専門員（子ども相談員） TEL 0749-24-1555
- ・「こころんだいやる」 9:00～21:00 TEL 0570-078310
- ・「子どもナットだいやる」 21:00～ 9:00 TEL 0570-078310
- ・「こどもの人権110番」 8:30～17:15 TEL 0120-007-110
- ・「みんなの人権110番」 8:30～17:15 TEL 0570-003-110
- ・「犬上少年センター」 9:00～16:30 TEL 0749-38-4664
- ・「米原少年サポートセンター」 8:30～17:15 TEL 0749-52-0114

☐ いじめている人

- ① 人間は失敗することもあり、失敗を深く反省することが大切である。二度と同じことを起こさないことを先生や保護者に伝える。
- ② 自分の思いを言葉にしたり文字にして反省をする。
- ③ 何か心配なことがあれば、気軽に保護者や先生に相談する。

☐ 周りの人

- ① 孤立している人には、根気強く声かけをする。相手が心を開いて自分から相談してくれる関係をつくる。
- ② 仲間のことを一人で抱え込まず、先生や保護者などの大人に相談する。
- ③ いじめを受けている人に対しては、周りの目を気にせず一歩前に出る勇気を持つ。
- ④ 友だちからいじめ相談を受けた時は、先ずはしっかりと聴き、一人で抱え込まず先生や保護者にその相談内容を伝える。

## VIII 保護者ができる行動

いじめられた生徒は、身近な人であるほど相談しづらいものです。子どもは自分でいじめられていることを認めたくない思いや、余計な心配をかけたくない思いなど、様々な思いを持って悩んでいます。

そのため、子どもの気持ちは日頃の言動から理解してあげてください。子どもに声かけを行い、子どもの些細な変化を見逃さないようにしてください。

また、心配なことがあった場合は、すぐに学校に相談をしてください。保護者のみなさんと学校とが一緒になって、生徒が安心して暮らせるように手を取り合っていきましょう。

### 1 自分の子どもの声をじっくり聴く

- ① 日頃から子どもに話しかけ、表情や返ってくる言葉に気を配る。
- ② 忙しくて話がじっくり聞けない場合は、後から話を聴く機会を作る。
- ③ 子どもに話を聴く場合は、うなずきながら子どもの言葉にしっかりと耳を傾ける。
- ④ じっくりと聴くことが「安心」「信頼」を与えます。じっくり最後まで話を聴きましょう。

### 2 自分の子を見守り、理解し、支える

- ① 家族の人間関係を大切にし、憩い安らげる家庭づくりに努める。
- ② 親子で話す中で、悩みを共感し、必要に応じてアドバイスする。
- ③ 日頃の会話の中から、いじめの兆しを見逃さないようにする。
- ④ 親子の会話が途切れないように、日頃から挨拶を続ける。

### 3 善悪の判断をつけさせる

- ① 兄弟姉妹で比較せず、お互いが手本となる関係づくりをする。
- ② 社会で許されないことは、保護者として断固として許さない姿勢を持つ。
- ③ 保護者自身が、大人としての言動に責任を持ち、ごまかしや意地を張るなどで、子どもに不信感を与えない。

### 4 子ども達に体験をさせよう

- ① いろいろな体験をさせることが、よく考えて問題を解決する力を付けさせることになります。
- ② 異年齢の人との関わりを通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして豊かな人間関係を築く土壌づくりを行うことができる。

## 5 規則正しい生活習慣づくりを

- ① 心の安定は、安定した生活から生まれるものです。家族みんなが早寝、早起き、朝ごはんに心がけ、規則正しい生活を送ると共に、食事は一緒に摂るようにつとめるなど、親子で過ごす時間を大切にする。

## 6 学校と共に協力して解決にあたる

- ① 子どもの言動や表情に注意し、気になる時は、早めに学校の先生に相談する。

### いじめられている場合

子どもが学校に知られたくないとしても、子どもの様子を見守りつつ学校に相談する。なお、「知られたくない」という子どもの思いは学校に伝えておく。

### いじめている場合

気になる言動があれば、まずは学級担任に相談する。

- ② 子どものケアを最優先に考えて、学校と協力していじめ問題の解決に努める。

## 7 地域で子育てを支える

- ① P T Aの研修会や講演会などで、保護者全体でいじめをなくすための計画を立てる。  
② 保護者同士が連携を密にし、みんなで子どもを育てる機運を高める。

## IX 地域でできる行動

「いじめ」は絶対に許されるものではありません。「いじめ」は見えにくい構造のためになかなか発見できないのも事実です。「いじめ」は学校だけではなく、様々な場面で発生し、放っておくと深刻化し、生命にかかる事態も招いてしまいます。

そのため、地域の皆さんの力で、「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応に努めていきたいものです。常に子どもと顔なじみになっていただき、子どもと出会った時に子どもの様子に変化がないかどうかを気にかけていただきたいものです。

### 1 コミュニティを形成し、多くの目で子どもを見守る

- ① 子どもと顔なじみになり、子どもの名前を呼びながら挨拶をする。
- ② 子どもが地域行事に参加する中でいじめの兆しがないか、また「いじめ」について考えたりする機会を持つ。
- ③ 「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、地域の子どもの間違った言動には大人が毅然として注意する。
- ④ 登下校中や地域の活動の中でも、気になることがあれば、躊躇せずに関係者に相談する。

### 2 地域行事に子どもを参加させる

- ① 地域運動会などで企画、運営に子どもを参加させ、子どもの出番を多くして存在感、成就感を育む。
- ② 地域で子どもも参加する行事を企画し、子どもを地域の人に見てもらう機会をつくる。
- ③ 人生の先輩として手本となり、人としての生き方を子どもたちに教える。

### 3 子どもを支えることができる地域づくり

- ① 登下校の見守り活動や挨拶運動を通じて、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる。
- ② 子どもたちにとっていつも見ていてくれる顔見知りの存在となり、相談したりアドバイスを聞き入れたりできる関係を築く。
- ③ 地域活動のリーダーを対象に「いじめ」に関する研修会を実施する。

### 4 学校との緊密な連携を図る

- ① 学校支援地域本部や青少年育成町民会議等、学校と地域との連携を深めるとともに、子どもたちの意見を反映させる工夫を行う。
- ② 日頃から学校と地域とが力を合わせて子どもの健全育成にあたるという機運を高める。

## 第2部 いじめ問題への対応体制組織

### I いじめ対策委員会の設置

#### 1 いじめ対策委員会の役割

いじめ問題の取組には、学校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応しなければならない。そのためには、いじめの早期発見・早期対応だけでなく、いじめを生まない地域性を形成し、いじめの予防的な取組をすることが求められている。

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために機動的に活動できる「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心に教職員全員で共通理解を図るとともに、学校全体だけでなく地域も含めていじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについては、定期的に点検や評価を行い、生徒の状況や地域の実態に即した取組を展開することが大切である。

#### 2 対策委員会構成メンバー等

○学校長が任命した教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ対策主任、人権主任を中心に養護教諭、スクールカウンセラー、学校医、民生主任児童委員、子ども・家庭応援センター所員などをメンバーにして設置する。なお、メンバーは実態に即して柔軟に対応する。

○いじめ対策委員会は、生徒指導委員会を母体として設置する。

○いじめ対策委員会は、「学校問題対策委員会」の中のいじめ対策に特化した役割を有する一つの委員会である。

#### 3 組織

学校問題対策委員会

体罰防止対策委員会

いじめ対策委員会

##### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ対策主任、人権主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医、民生主任児童委員、子ども・家庭応援センター所員

いじめの発生

緊急対応会議

【調査班】・【対応班】

学年主任、担任、生徒指導、養護教諭  
子ども・家庭応援センター所員 等

- ※・定例会議は、1回／学期
- ・会議結果は職員会議で報告
- ・いじめ事案が発覚時は、緊急対応会議を開催
- ・事案に応じて調査班や対応班を設置

【校内分掌等】 生徒指導委員会、人権教育推進委員会 等

## II いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的かつ計画的に取り組む必要があり  
年度初めには組織体制を整えるとともに、年間計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

### いじめ対策の年間指導計画

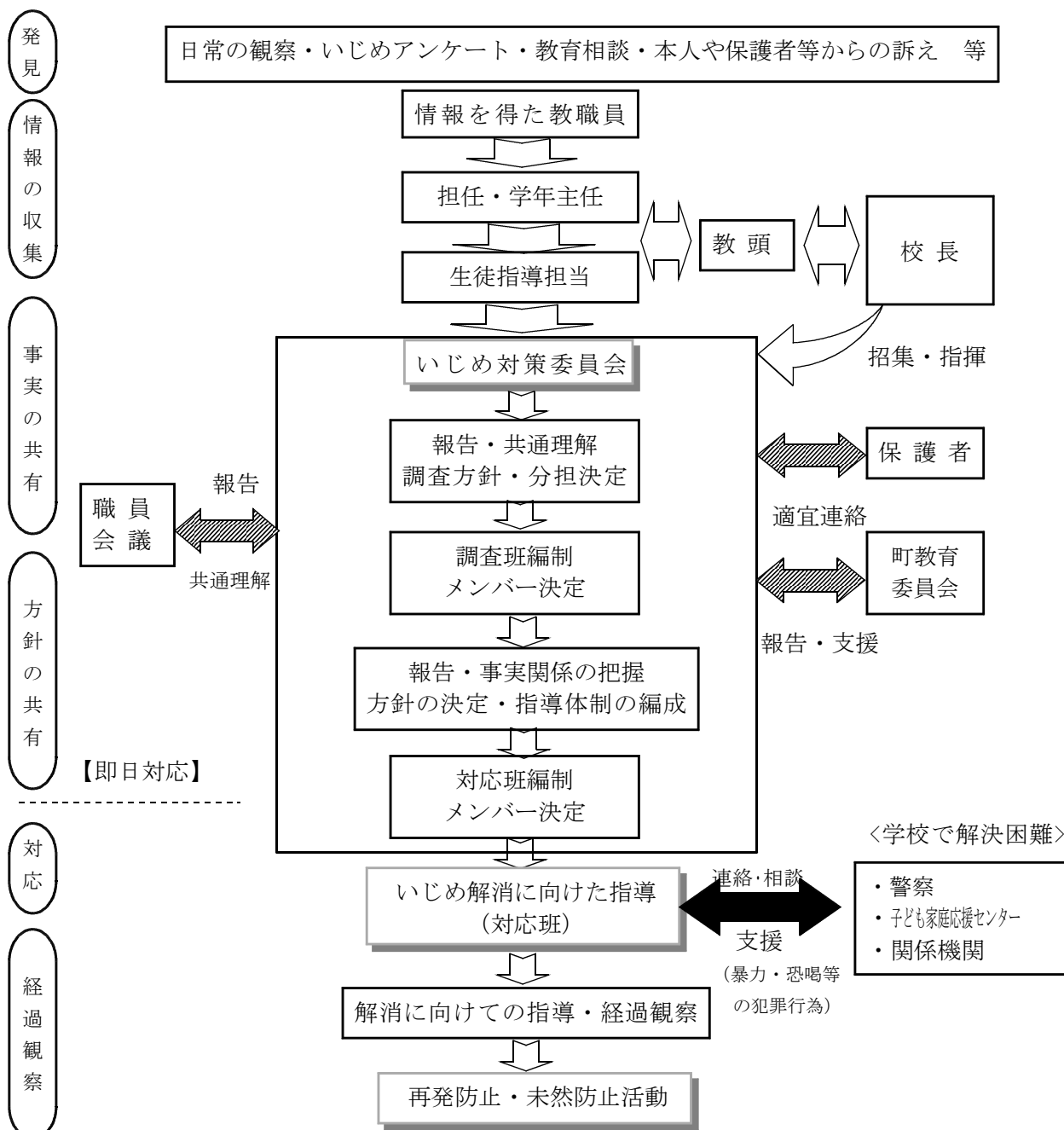
|           | 4月                                    | 5月                       | 6月             | 7月                   | 8月          |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------|----------------|----------------------|-------------|
| 防止対策      | いじめ実態<br>調査把握                         | 学年・学級づくり<br>人間関係づくり      | 人権学習           | 各学年ネット<br>犯罪防止<br>教室 |             |
| 早期発見      |                                       |                          | いじめアン<br>ケート実施 | 教育相談<br>期 間          |             |
| 職員会議<br>等 | いじめ対策<br>委員会会議<br>・指針方針<br>・指導計画<br>等 | P T A総会<br>等で保護者<br>向け啓発 | 教員人権研<br>修会    |                      | 教員人権研<br>修会 |

|           | 9月                                    | 10月 | 11月            | 12月         | 1月 | 2月             | 3月                                              |
|-----------|---------------------------------------|-----|----------------|-------------|----|----------------|-------------------------------------------------|
| 防止対策      | 学年・学級づくり<br>人間関係づくり                   |     |                |             |    |                |                                                 |
| 早期発見      |                                       |     | いじめアン<br>ケート実施 | 全学年人権<br>HR |    | いじめアン<br>ケート実施 |                                                 |
|           |                                       |     | 教育相談期間         |             |    | 教育相談期間         |                                                 |
| 職員会議<br>等 | いじめ対策<br>委員会会議<br>・情報共有<br>・今後の計<br>画 |     |                |             |    |                | いじめ対策<br>委員会会議<br>・本年度の<br>まとめ等<br>・来年度の<br>課題等 |

### Ⅲ いじめ発生時の組織的対応の流れ

いじめが発覚した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年や学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、対応が遅れたために、生徒や保護者をよりつらい状況に追い込み、トラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長が「いじめ対策委員会」による緊急対策会議を開催し、今後の対策方針を立てることが必要である。



※ いじめの情報が入ってから学校の方針が決定するまで、その日のうちに対応することが原則。

※ 「生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合」は、学校全体で組織的に対応。場合により、当事者の同意を得て、緊急保護者会を開催する。マスコミ対応は窓口一元化する。

## IV 教育委員会・警察・地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案が発生した場合は、多賀町教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が必要です。連携を活性化するためには、管理職や生徒指導主事等が中心となって、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など「敷居の低い学校」「ガラス張りの学校」づくりが必要であり、「顔の見える連携」が大切です。

### 1 教育委員会との連携について

学校において重大な「いじめ」事案を把握した場合は、学校で抱えこむことなく、速やかに多賀町教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受けることが必要であります。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議したり、早期の解決を目指すことが求められています。

### 2 出席停止・転学等措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、いじめ対策委員会と生徒指導委員会が連携して学校長の判断で「出席停止」等の懲戒処分の措置を検討する必要があります。

「出席停止」の制度は、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するためであり、本人への「懲戒」という観点からだけではありません。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合は、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応します。

いじめられた生徒・いじめた生徒の保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う必要があります。

多賀町教育委員会は、滋賀県教育委員会と連絡を取り合い、指示を仰ぐ場合があります。

### 3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るために、定期的に駐在所の警察官の来校や補導員会のメンバーによる授業参観を依頼するなど、相互協力する体制を整えています。

学校においての「いじめ」が暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に駐在所、彦根警察署、犬上少年サポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要です。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、早急に通報する必要があります。

## 4 地域等の関係機関との連携

- いじめた生徒の背景には、幼少期からの家庭環境や生活の要因が考えられます。そこで、多賀町子ども・家庭応援センター、少年サポートセンター、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応することが必要であります。

### 【多賀町子ども家庭応援センター】

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を実施しています。

### 【少年サポートセンター】 TEL 0749-52-0114

近辺では、米原サポートセンターがあり、主に健全育成の観点から、少年および保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行っています。

### 【いじめ相談室】 TEL 0749-24-1555

いじめで困っている生徒や保護者からの電話相談をしています。電話でのいじめ相談です。

- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等をWeb上で公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めます。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めます。

## V 教職員の研修の充実

本マニュアルを活用しての校内研修を実施し、いじめ問題について全教職員が共通理解を図ることが大切です。

また、教職員一人ひとりが様々な指導方法を身につけるため、教職員の指導力や「いじめ」の認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師に招聘しての研修、具体的には事例研究等を計画的に実施することが求められています。

さらに、教師経験の浅い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるように配慮します。

### □ カウンセリング・マインド

子どもの直面する問題行動や精神的苦痛の解決を支援するだけでなく、子ども自身の発達と学習が健全な道を進むように支援することも含む。「筑波大学，荒井邦二郎」

子どもは、先生や親、友達に関心をもたれたい、認められたい、尊重されたい、理解されたいという欲求をもっていて、その欲求が満たされると、自分でよりよい方向へ成長していきます。このような子供の成長の力を深く信頼し、あらゆる場で一人ひとりに関心をもち、認め、尊重し、理解しようとする態度や姿勢。

### □ OJT（On-the-Job Training）：企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法のひとつ。

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動である。

### 【参照】

#### ○学校教育法第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ○学校教育法施行規則第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの【以下「併設型中学校」という。】を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

## 【資料】

# 子どもたちのSOSをキャッチしよう

早期発見チェックポイント

観察項目

## 学校で【学習の場】

|   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| ① | 遅刻、早退や欠席が目立ってくる。             |  |
| ② | 学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。         |  |
| ③ | 授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。     |  |
| ④ | 机、教科書、ノートなどに落書きされる。          |  |
| ⑤ | 教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。    |  |
| ⑥ | 発表するとやじられたり、笑われたりする。         |  |
| ⑦ | グループ分けで、なかなか所属が決まらない。        |  |
| ⑧ | ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。  |  |
| ⑨ | 作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。 |  |
| ⑩ | 休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。      |  |

## 学校で【生活の中】

|   |                                  |  |
|---|----------------------------------|--|
| ① | 元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。              |  |
| ② | 頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんばんに行く。          |  |
| ③ | 用事がないのに職員室に来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。 |  |
| ④ | 衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。             |  |
| ⑤ | 靴、鞆等の持ち物を隠されたり、いたすらされたりする。       |  |
| ⑥ | 掲示物（書写や絵画等の作品）にいたすらされる。          |  |
| ⑦ | 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。 |  |
| ⑧ | 遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）   |  |
| ⑨ | 仲間に入れず、一人でボツンと過ごすことが多い。          |  |
| ⑩ | 一人で掃除や後片づけをしていることが多い。            |  |

◎とても目立つ ○目立つ を付けて「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

# 1 早期発見チェックポイント活用例

## 【家庭で】

|                                  | 5月<br>日 | 11月<br>日 | 2月<br>日 |
|----------------------------------|---------|----------|---------|
| ① 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。          |         |          |         |
| ② 持ち物をひんぱんになくしてくる。               |         |          |         |
| ③ いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。       |         |          |         |
| ④ 登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。        |         |          |         |
| ⑤ よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。     |         |          |         |
| ⑥ 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。         |         |          |         |
| ⑦ 頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。        |         |          |         |
| ⑧ 携帯電話(スマートフォン)でのやりとりで気になる様子がある。 |         |          |         |

○ 目立つ    △ 気になる

| 1 学期 |    | 2 学期 |    | 3 学期 |    |
|------|----|------|----|------|----|
| 保護者  | 担任 | 保護者  | 担任 | 保護者  | 担任 |
|      |    |      |    |      |    |

※お子様のことで、何か心配なことがありましたら、具体的にお書きください。

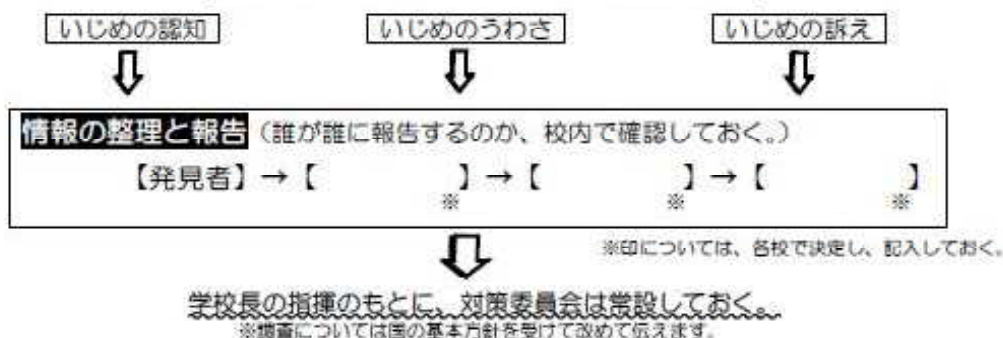
《 いじめの基本的な対応 ） 》  
～教員が組織的に一丸となって取り組む～

基本認識

- ・ いじめは命にかかわる問題
- ・ いじめは人権にかかわる問題
- ・ 被害児童生徒の支援を最優先

- ・いじめは命にかかわる問題
- ・いじめは人権にかかわる問題
- ・被害児童生徒の支援を最優先

～いじめの疑い・認知があったら～



対策委員会  
構成メンバー（ ）

構成メンバー（ ）

### 刘策①

- (1) 事実確認：いつ、誰が、どのように事実確認するか。の打ち合わせ。(役割分担)  
(2) 教育委員会への報告：必要に応じて教委へ指導主事派遣依頼を行う。

### ①事実確認について

- ・確認する事実とは：5 W 1 H（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように）  
※行動の背景もしっかり捉える。

## ②事実確認の際の留意点

- ・聞き取りは個別で、かつ複数の人数で行う。
- ・聞き取った内容は照合し、正確なものとする。
- ・聞き取りの時間(長時間の聞き取り)や場所(周回の生徒との関係)に配慮する。
- ・聞き取った内容はしっかりと記録する。

【被害の児童生徒へ】

- ・教職員が辛かった気持ちに共感し、受容の姿勢で対応する。(繰り返し手法)  
※「繰り返し手法」とは、来談者の話した内容を話し手の気持ちになりながら要約して「…という気持ちなんですね。」と繰り返すカウンセリング技法の一つ。
- ・被害者の立場に立って「いじめから守ること」を伝え、安心感を与える。
- ・相談してきた場合には「つらかったね」「よく相談してきたね」との言葉をかける。
- ・教室以外の場で学習を行わせるなど、子どもの教育を受ける権利を保障する。

【まわりの児童生徒へ】

- ・周りの仲間を気にすることがあるので、安心できる環境で、詳細に聴き取る。
- ・周りで見ていて同じようにつらい思いをしていた場合もあるので、じっくりと話を聞く。
- ・問題解決に向けて協力することが、勇気ある正しい行動であることを理解させる。

【加害の児童生徒へ】

- ・中立的、受容的に対応し、緊張・警戒心をほぐす。（言葉に耳を傾ける姿勢）
- ・最初から行為を責めるような聞き取りはしない。
- ・いじめの内容といじめの動機、背景を探る。

【他の教職員や保護者等へ】

- ・客観的な事実の情報収集をできる限り行う。



**対策③**

（１）結果の集約

（２）再発防止への取組

①結果の集約

- ・被害児童生徒の継続的なケアと保護者連携

②再発防止に向けた取組

- ・該当生徒（加害者等）の指導
- ・学級単位（傍観者・観衆）の指導
- ・学校全体の取組

【被害の児童生徒へ】

- ・いじめ解消後も注意深く見守り、毎日声をかけるなど、継続的に支援を行う。
- ・楽しい充実した学校生活を感じることでできるよう、安心できる居場所づくりを行う。

【まわりの児童生徒へ】

- ・情報収集を継続的に行う。
- ・学級での取組について、常に振り返りをさせるようにする。
- ・学級の進んだ取組を学年や全校に広める。

【加害の児童生徒へ】

- ・保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ・いじめ解消後も継続した見届けを行う。

【保護者へ】

- ・いじめが解消されたと見られる場合であっても、状況把握のために継続的に連絡を取り合う
- ・対策委員会の判断のもと、学級・学年・学校単位での保護者会を状況に合わせて開催し、いじめの事案と学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求める。